

介護支援専門員意見書の記入上の留意事項

介護支援専門員意見書における申込者の状況判断を行う場合の留意事項について、以下の通りとします。

1. 本人の状況について→「認知症による不適応行動」

昼夜逆転、徘徊、暴言、暴行、放尿など認定調査における問題行動に関する項目が3つ以上ある場合で、「非常に多い」は毎日ある場合、「やや多い」は週に1～2回以上ある場合、「少しあり」は月に1～2回程度ある場合を目安としてください。但し、項目が3つ以内であっても、問題行動の頻度によっては、それぞれの場合にあてはめて判断して下さい。

2. 在宅サービス利用度→「在宅サービス利用度額割合」

1) 実際利用度額割合が経済的理由や、地域の活用出来るサービス量や数によって制限されている場合、介護支援専門員の判断により、本来必要な量を測定、割合率に直し該当する項目に印をつけるとともに、※欄の特別理由に印をつけ、特記事項欄にその理由を記入して下さい。

2) 施設を利用している申込者については、退所後の在宅における生活や介護者の状況等総合的見地に立って在宅サービス利用額割合に置き換えて場合、どこに該当するか介護支援専門員が判断して印をつけるとともに、※の施設利用者に印をつけ、特記事項欄にその理由を記入して下さい。

3. 主たる介護者・家族等の状況

【④介護者が障害や疾病】

- 「介護困難」は、介護者が障害や疾病の為、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合。
- 「多少介護」は、介護者が障害や疾病の為、2つ程度のADL援助ならば出来る場合。
- 「介護可能」は、介護者が障害や疾病はあるが、介護可能な状態である場合を目安とします。

【⑨他の同居介護補助者】 【⑩別居血縁者介護協力】 【⑪近隣者等の介護協力】

- 「随時あり」は、週に1～3日程度
 - 「常時あり」は、週に4日以上ある場合を目安とします。
- ※1日当たりの日安は2時間程度以上、または頻回以上とする。

4. 特記事項および意見

介護支援専門員の判断で、最高10点の範囲で何点かの加算が適当かを理由を記入して点数を明記して下さい。

5. 介護支援専門員が関わっていない（居宅サービスを利用していない）場合は、他の適当な者の意見に代えても良いこととします。